イ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ｂについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記アヌはイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

3）入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計（ＶＥ提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設、工事監理、維持管理及び付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある者の場合も同様とする。なお、「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、上記2）の※（注記）と同じ。

①　設計に当たる者（ＶＥ提案による変更設計を伴う場合に限る。）は、以下の要件を満たすこと。
ア　国立大学法人京都大学又は文部科学省における平成27・28年度の設計・コンサルティング業務の一般競争入札参加資格者名簿において「その他のコンサルティング業務」の資格を有している者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）であること。
イ　経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。
ウ　不正又は不誠実な行為がないこと。
エ　「建築士法」（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく１級建築士事務所の登録を行っていること。
オ　平成11年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（※１、担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（※２、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、ＶＥ提案による変更設計を伴う分野に限る。）を専任で配置できること（※３）。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。
※１　「管理技術者」とは、「国立大学法人京都大学設計業務委託契約基準」第14条の定義による。
※２　「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
※３　「管理技術者」は１級建築士とする。「主任担当技術者」について、建築分野・構造分野を担当する者は１級建築士とし、電気分野・機械分野を担当する者は１級建築士又は建築設備士とする。
ａ　建物用途　公共施設
ｂ　建物規模　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上３階以上かつ地下１階以上、延べ面積5,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、ＶＥ提案による変更設計を伴う分野に限る。）
※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計業務の設計実績が必要となる。

②　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　国立大学法人京都大学又は文部科学省において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で規定するところにより算定した平成27年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。
ａ　建築一式工事　1,190点（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は990点とする。）
ｂ　電気工事　950点
ｃ　管工事　950点
イ　提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。
ウ　平成11年度以降に元請（ＰＦＩ法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、下記ａ・ｂに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。
ａ　建物用途　公共施設
ｂ　建物規模　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上３階以上かつ地下１階以上、延べ面積5,000㎡以上（建築一式工事・電気工事・管工事のうち、各担当工事（建築一式工事における実績を含む。））
※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事の施工実績（企業）、施工経験（担当者）が必要となる。
エ　以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。また、記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を有していなければならない。
ａ　建築一式工事
Ⅰ　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。